

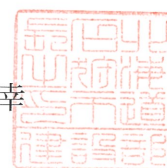
石狩市公告第 47 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間終了の日までに、石狩市に意見書を提出することができる。

令和 8 年 8 月 7 日

石狩市長 加 藤 龍 幸



- 1 都市計画の種類 地区計画
- 2 都市計画の名称 札幌圏都市計画緑苑台ニュータウン地区地区計画
- 3 都市計画を定める土地の区域

石狩市緑苑台の全域及び花川東の一部（縦覧に供する都市計画の案の図書のとおり）

- 4 都市計画の案の縦覧場所

石狩市役所（建設部建設総務課）

- 5 縦覧期間

自 令和 8 年 8 月 7 日

至 令和 8 年 8 月 21 日